

メルボルン都市圏制限措置 - ステップ2

在メルボルン日本国総領事館仮託 2020年9月29日

	ステップ2
外出理由	<p>原則自宅滞在（ステイホーム）：外出は以下の理由のみ認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要不可欠品の買い物（一家庭からの人数制限なし、集会人数制限は遵守） ・介護や人道的理由 ・仕事や教育（許可された業種、許可された学年に限る） ・運動（家または許可された仕事場から5km圏内に限り一日2時間まで。運動のための運転移動可能。） ・特別な理由（特定の例外措置の適用あり） <p>夜間外出禁止令：2020年9月28日5:00以降撤廃</p> <p>州内旅行：許可された目的を除き禁止</p> <p>地区選挙 立候補者、従業員またはボランティアとしてピラ配りの為の外出は可能</p> <p>マスク着用：鼻と口を覆うマスク着用。フェイスシールドは基準を満たさない（当館注：パンダナ、マフラーも不可）。これには2週間の移行期間が設けられる</p> <p>終末期：末期の病人に加え10人もしくは一家庭は屋外で集合できる、また娯楽施設等に訪問できる。12ヶ月未満の乳幼児はこの制限に含まれない。これには個別のケースに応じ保健省（CHOまたはDCHO）の許可を必要とする。</p> <p>墓地や納骨堂：亡くなった方の節目になる日（誕生日、命日、記念日等）に、墓地や納骨堂への訪問可能。メルボルン都市圏であれば安息の場所に限り、5km圏内の条件から除外される。また集会人数制限に則ること。集会人数制限は一家庭、もしくは最大二家庭から5人までに限る。</p>
教育	<p>小学生から中高生（Prep～Year12）：4学期から学校での学習に段階的復帰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月5日から oVCEとVCAL学生（VCEのYear10を含む）は一般到達テスト（General Achievement Test）や成績審査（Essential Assessment）には登校可能 ・10月12日から学校での学習に復帰 o小学生（PrepからYear6）は学校での学習に復帰 oVCEとVCAL学生（VCEのYear10を含む）は学校での学習に復帰 o特別支援学校は学校での学習に復帰 ・Year7-Year10の学校での学習への復帰については保健省からのアドバイスに基づき検討される <p>社会人学校（Tertiary education）、高等教育（Higher education）、職人実習（VET）：省略</p>
集会	<p>集会：屋外で2世帯に限り最大5名（12ヶ月未満の乳幼児を除く）まで。公共の屋外の場所に限る。</p> <p>自宅：一人暮らしやひとり親家庭（18歳未満の子）の場合、指定する客一名を自宅に招ける（single social bubble）： ・メルボルン都市圏と地方区域をまたぐ訪問は許可されない ・マスク着用必須</p>
運動とレクリエーション	<p>運動：自宅から5km圏内。職場での就労が許可されている労働者は職場から5km圏内でも可能だが、労働許可証を携帯する必要あり。</p> <p>屋外での運動：屋外での集会制限を守り5km圏内で施設を必要としない場合許可される。</p> <p>屋外でのパーソナルトレーニング：一人のトレーナーにつき最大2名まで（12ヶ月未満の乳幼児を除く）。トレーナーはマスク着用が必要。道具の共有は禁止。</p> <p>屋内レクリエーション施設：プロスポーツ選手のトレーニングや学校による貸切での使用を含む、教育や仕事の目的での以下の施設の使用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> o 主に屋外スポーツや身体的レクリエーションの為に施設 o パーソナルトレーニングの施設 o プール（住宅の敷地内のものを除く） <p>屋外プール：運動目的に限り使用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> o トイレは使用可能、更衣室は閉鎖。 o 許可される人数は密度を考慮した定員以下か20名まで。 o プールの周りに集うことは禁止。 o 教育目的で単一の学校が貸切で利用する場合は定員制限は該当しない。 <p>公共の公園：屋外に限り使用可能</p> <p>プレイセンター：閉鎖</p> <p>スケートパーク：閉鎖</p> <p>トランポリンセンター：閉鎖</p>
コミュニティー施設	<p>図書館やトライブラリー：本やおもちゃの貸し出し、返却、またデリバリー対応に限り開館（9月27日以前と変更なし）</p> <p>コミュニティー施設：下記の理由を除き閉鎖</p> <ul style="list-style-type: none"> o 必要不可欠な公共支援サービスの開催 o 必要不可欠なサポートグループの集会 o 冠婚葬祭 o 教育目的による単一の学校の貸切使用
チャイルドケア施設	<p>チャイルドケア：すべての子供が利用可能。5km圏内の制限はなし。</p> <p>自宅でのチャイルドケア：すべての子供が利用可能。一家庭につき外部から一人の先生まで。</p>

病院	18歳以上の患者または入居者の面会：1日1回、1時間以内の面会で、一人に限り可能。 18歳未満の患者の面会：入院中の18歳未満の患者の両親または保護者1名は、時間制限なしに同時に面会可能。 社会福祉支援目的の面会：文化、精神的、言語サポート等
外食	テイクアウトやデリバリーのための営業。(9月27日以前と変更なし) 病院、高齢者施設、チャイルドケア、刑務所等は例外に当たる。(9月27日以前と変更なし)
買い物、小売業、パーソナルケア	小売業やパーソナルケア施設：閉鎖 不動産オークション：オンラインのみ 不動産内見：一戸建てやモデルルームの内見は不動産屋1名と購入希望者あるいは賃貸人1名まで可能。 ○ 購入希望者あるいは賃貸人は、既存の世帯またはパートナーから1名、および18歳未満の子供を同行可能。 ○ 非接触の内見可。予約による訪問は最大15分まで。 ○ 不動産内見のためのメルボルン都市圏からビクトリア州地方区域への移動は不可。またその逆も不可。
儀式、特別な行事	・ 宗教儀式の放送：最大5名までによる儀式の放送。 ・ 屋外での宗教的な集会や儀式：5名＋指導者1名まで。一度に1グループまでとし礼拝所に隣接している必要がある。飲食物、食器、器具、容器、その他の機材の共有は不可。 ・ 屋外での挙式：最大5名まで。参加人数にカップルと証人2名が含まれるが、結婚執行者 (Celebrant) は含まれない。結婚式は崇拝施設の近くでなくても可。 ・ 葬儀：最大10名まで。12ヶ月未満の乳幼児と葬儀業者は数に含まない。
宿泊施設	許可された目的以外は休業 (9月27日以前と変更なし)
車両・船舶の整備	・ 車両整備：安全点検、整備、修理を含む定期点検・運転記録に基づく整備は許可。 ・ 船舶の整備：船舶整備士や専門整備士による定期点検・航海日誌に基づく整備を含めた安全運転に必要な作業は許可。
医療、社会扶助	・ テレヘルスサービスは、適切な医療ケアサービスの手段として推奨。 ・ 歯科医院：COVID安全計画のもと緊急性のない治療の再開。 ・ すべてのAHPRA登録医療関係者 - および、ソーシャルワーク、言語聴覚士、栄養学、聴覚学、運動生理学、矯正歯科医、歯科技工士の対面によるサービスの提供。
産業	・ 許可された業種以外は在宅勤務 ・ 仕事：保育・建設・製造・卸売業・郵便、流通、歯科サービス、専門医療、緊急でない手術、屋外の個人事業者 (園芸・造園・庭師)、ペットグルーミング、不動産、限られた高等教育、動物病院スタッフの一部職場復帰が可能。 ・ COVID安全計画：現地で行わない事業 (在宅によるものなど) を除くすべての事業に対し、COVID安全計画の義務付け。5人未満の職場に対する免除は適用外 (当館注：5人未満の職場においてもビジネスを再開した場合、COVID安全計画の策定が必要になります)。